



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月7日（火） 第10196号

目次

	ページ
告 示	
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	2
○使用料の収納事務の委託（住宅政策課）	3
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	3
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧（都市計画課）	3
○開発工事の完了（建築課）	4
労働委員会告示	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定	4
○同	4
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（総合教育センター）	5
落 札	
○落札者等の決定（税務課）	7

■ 告 示

◎群馬県告示第130号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年5月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 吾妻郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和6年6月7日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	嬭恋村役場
令和6年6月10日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	草津町総合体育館
令和6年6月11日	午前10時～午前12時	東吾妻町東支所
令和6年6月11日	午後1時30分～午後3時 30分	坂上公民館（東吾妻町）
令和6年6月12日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	中央公民館（東吾妻町）
令和6年6月13日	午前10時～午前12時	長野原町役場北軽井沢区事務所
令和6年6月13日	午後1時30分～午後3時 30分	長野原町役場
令和6年6月14日	午前10時～午前12時	高山村いぶき会館
令和6年6月17日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	旧中之条町立沢田小学校
令和6年6月18日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	中之条町役場六合支所
令和6年6月19日	午前10時～午前11時30分	四万温泉協会
令和6年6月19日	午後1時～午後3時	J Aあがつま中部営農経済センター
令和6年6月20日	午後1時～午後3時30分	中之条町保健センター
令和6年6月21日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	中之条町保健センター

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定

期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

- 4 検査を行う指定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第131号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収納の事務を委託した。

令和6年5月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 委託を受けた者の所在地及び名称 前橋市紅雲町一丁目7-12 群馬県住宅供給公社
- 2 委託した事務の内容 群馬県営住宅管理条例（昭和35年群馬県条例第32号）第24条に規定する県営住宅の家賃の収納事務
- 3 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月7日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
境小此木東部	理 事	新 任	木村榮子	伊勢崎市境小此木1653番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、沼田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年5月7日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 沼田都市計画用途地域 横塚工業適地南地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年4月1日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び沼田市都市建設部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年5月7日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越2-1	佐波郡玉村町大字樋越799番地7 株式会社群馬建水 代表取締役 宮沢勝富士
2	邑楽郡邑楽町大字藤川字豊原88-1、88-1 地先道、88-5の一部	邑楽郡邑楽町大字鶉新田162-1 株式会社高堰組 代表取締役 高堰将徳
3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字大黒1429-8	埼玉県熊谷市箱田7丁目8番20号グランド プレステージC館102号室 上原可夢居、上原結衣

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県企業局の職員が結成し、又は加入する群馬県企業局労働組合について、群馬県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年4月25日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（令和5年群馬県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

令和6年5月7日

群馬県労働委員会会長 新井 博

県 庁	企業局長、技監、参事、課長、室長、主監、医監、電気保安監、次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）、総務課総務係長、経営戦略課財政係長及び総務課において人事又は労働関係の事務を担当する職員
地域機関	所長、部長及び次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）

◎群馬県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県病院局の職員が結成し、又は加入する群馬県病院局職員労働組合について、群馬県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年4月25日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（令和4年群馬県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

令和6年5月7日

群馬県労働委員会会長 新井 博

	病院局長、参事、課長、看護主監、新病院建設準備主監、次長、看護人材支援専門官、総務係
--	--

県 庁	長、職員係長、財務係長、戦略・DX推進係長、新病院建設準備係長及び人事又は労働関係の事務を担当する職員
専門機関	院長、副院長、院長補佐、医監、医療局長、健康指導局長、総合周産期母子医療センター長、総合周産期母子医療センター副センター長、看護部長及び副看護部長並びに事務局長、事務局次長及び総務課長

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年5月7日

群馬県総合教育センター所長 古 市 功

1 調達内容

- (1) 調達件名 ぐんまスクールネットセキュリティ対策システム賃貸借 一式
- (2) 調達内容 入札説明書による
- (3) 賃貸借期間 令和6年9月1日から令和10年8月31日まで
- (4) 納入場所 群馬県総合教育センター6階サーバ室ほか
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
 なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年5月15日（水）までに、群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年6月4日（火）午後4時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県総合教育センターへその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 当該調達物品について、相当期間の販売実績を有することを証明した者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支

店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

(9) 日本国内において、群馬県総合教育センターが行う立会検査に応じられる者であること。

(10) ハードウェア及びソフトウェアの障害が発生した場合に、その障害の原因を特定できる技術者を2時間以内に派遣できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先 〒372-0031 群馬県伊勢崎市今泉町一丁目233番地の2 群馬県総合教育センター教育情報推進係(担当 大野 友朗)
電話0270-26-9211 メールアドレス tomoaki-oono@edu-g.gsn.ed.jp

(2) 入札説明書の交付方法 令和6年5月7日(火)から同月15日(水)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。))第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。なお、入札説明書を受け取る場合は、事前に電話連絡をすること。

(3) 入札参加資格の確認 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を次により提出しなければならない。

なお、提出された製作仕様書等は、契約担当者において審査するものとし、入札説明書に示す導入機器等仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等を添付した者のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに製作仕様書等を契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した製作仕様書等の内容の変更に応ずるべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者は、落札決定の対象としない。

また、入札参加資格の確認結果は、令和6年6月4日(火)までに競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。))により通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年5月31日(金)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「ぐんまスクールネットセキュリティ対策システム貸借に係る入札申請書在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年6月18日(火)午前11時 群馬県総合教育センター講堂棟2F サロン(郵送による場合は、書留郵便とし、同月14日(金)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県総合教育センター所長あて親展で必着のこと。また、入札参加資格確認通知書の写しを同封し、二重封筒の表封筒に「ぐんまスクールネットセキュリティ対策システム貸借に係る入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 この公告に示した物品やサービス等を提供できると群馬県総合教育センター所長が判断した入札者であって、規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: FURUICHI Isao Chief of Gunma Prefectural Education Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: A piece of apparatus which is concerned with management of GSN Security system

(3) Rent period: From September 1, 2024 through August 31, 2028

(4) Fulfillment place: Server room on the 6th floor of Gunma Prefectural Education Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from May 7, 2024 through May 15, 2024, between from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m. at the location noted below (8)

(6) Time-limit for Submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: May 31, 2024, 5:00 p.m., at the location noted below (8)

(7) Time-limit for tender: June 18, 2024, 11:00 a.m. salon room on the 2nd floor of Gunma Prefectural Education Center (Postal Submissions must be sent by registered mail by 4:00 p.m. June 14, 2024)

(8) Contact point for the notice: OHNO Tomoaki, The Career and Information Unit, Gunma Prefectural Education Center, 1-233-2 Imaizumi-cho, Isesaki-shi, Gunma-ken 372-0031, Japan TEL 0270-26-9211 (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月7日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県税電算総合システム保守運用業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部税務課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町9番地
- 5 随意契約に係る契約金額 811,594,481円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
